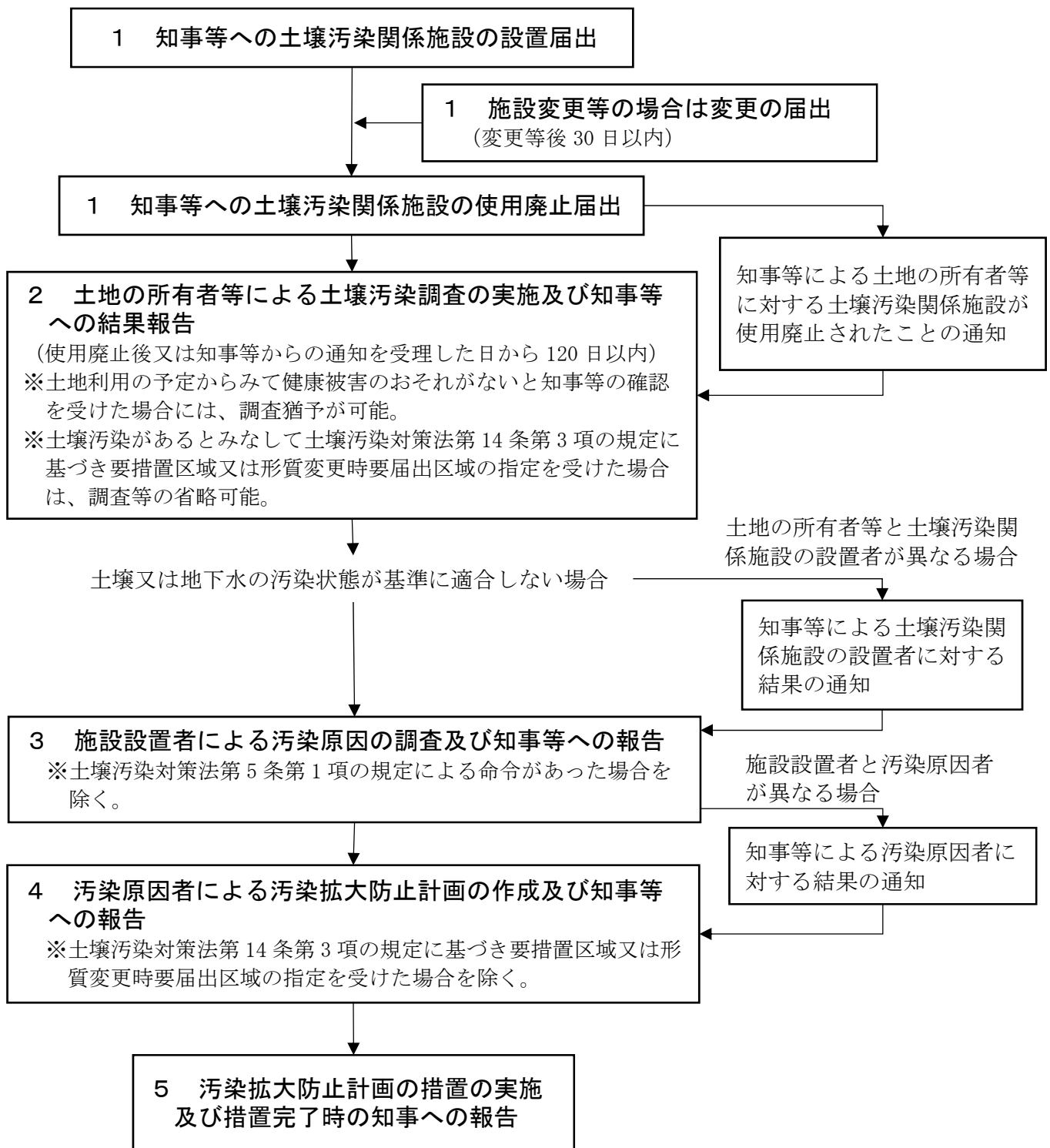


土壌汚染関係施設に関する規定



※法律や条例に規定される土壌・地下水汚染対策に係る措置等を行った場合、当該措置等の記録を作成するとともに、土地所有者に引き継ぐことが必要です。

※様式の定められている届出書等（1～5）を提出する場合は、正本とその写し1部（計2部）を提出することが必要です。

1 土壤汚染関係施設の設置・変更・廃止等の届出について（条例第 52～55 条、規則第 38～40 条）

土壤汚染関係施設の設置・変更・廃止等をする（した）場合には、知事等にその旨を届け出なければなりません（①～⑤）。

なお、①～③及び⑥については、届出をしなかった場合に罰則が適用されます（過料）。

①土壤汚染関係施設設置届出書（第 11 号様式：土壤汚染関係施設設置届出書）

設置しようとするときに事前に必要（設置のたびに必要）。

②土壤汚染関係施設使用届出書（第 11 号様式：土壤汚染関係施設使用届出書）

土壤汚染関係施設を施行時に既に設置している場合、施行後 30 日以内に必要。

③土壤汚染関係施設変更届出書（第 11 号様式：土壤汚染関係施設変更届出書）

①又は②で届け出ている事項（氏名・名称・住所・所在地を除く）に変更があった場合、変更後 30 日以内に必要。

④氏名（名称・住所・所在地）変更届出書（第 2 号様式：氏名（名称・住所・所在地）変更届出書）

届出者の氏名、名称、住所や土壤汚染関係施設を設置している事業場の名称及び所在地の表記に変更があった場合、変更後 30 日以内に必要。

⑤承継届出書（第 4 号様式：承継届出書）

土壤汚染関係施設の譲り受け、借り受け、相続、合併等（当該地位の承継）があった場合、承継後 30 日以内に必要。

⑥施設使用廃止届出書（第 3 号様式：施設使用廃止届出書）

土壤汚染関係施設の使用を廃止した場合、廃止後 30 日以内に必要。

※施設の撤去時ではなく、使用の廃止時に届け出るものであり、1 基でも使用を廃止した場合に必要。

なお、土壤汚染関係施設であるガソリンを貯蔵する地下タンクについて、油種をガソリンから灯油に変更した場合にも、土壤汚染関係施設としては使用を廃止したこととなり、この届出書が必要。

2 土壤汚染関係施設の使用廃止時における土地の所有者等による土壤汚染調査の実施及び知事への結果報告について（条例第 56 条、規則第 41 条～第 48 条）

土壤の汚染を引き起こすおそれがある施設として条例で規定している土壤汚染関係施設の使用を廃止した場合に、その土地の所有者等（所有者、管理者又は占有者）は土壤汚染調査を行い、結果を知事等に報告しなければなりません。この報告をしなかった場合や虚偽の報告をした場合には、知事等は報告を行うこと等の勧告ができ、勧告に従わなかった場合には公表することができます。

なお、土壤汚染関係施設の設置者と土地の所有者等が異なる場合には、土壤汚染関係施設の使用の廃止を届出等により知った知事等が、土地の所有者等にその旨を通知することになっており、その通知により土地の所有者等は土壤汚染調査をしなければならないことを知ることとなります。

<報告期限>

土壤汚染関係施設の使用の廃止日（土壤汚染関係施設の設置者と土地の所有者等が異なる場合は、土地の所有者等が知事から土壤汚染関係施設の使用が廃止された旨の通知を受けた日）から 120 日以内

<土壤汚染調査の方法について>

調査は【地点選定→試料の採取→採取した試料の測定】の流れで行い、地点選定・試料の採取・採取した試料の測定等の全てについて、具体的にその方法を定めています（土壤汚染対策法の土壤汚染状況調査と同様の方法）。

土壤汚染対策法の土壤汚染状況調査は、環境大臣が指定する者（指定調査機関）に調査させるよう定められていますが、条例の土壤汚染調査については、土壤汚染調査を委託する場合の委託先を特に指定していません。ただし、試料の測定については、計量法の規定により、計量法第 107 条の登録を受けた者に委託することとなります。

なお、条例で土壤汚染調査が必要となる区域において、条例で土壤汚染調査の対象となる調査対象物質について、土壤汚染対策法第 14 条第 3 項の規定に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定を受けた場合は、試料の採取等を省略することができます。

<土壤汚染調査の猶予について>

土地利用の予定からみて、健康被害のおそれがないと知事等の確認を受けた場合には、土壤汚染調査を猶予することができます。

土壤汚染調査を猶予できる土地利用の予定としては、【引き続き同じ事業場等の敷地として用いられる場合】や【小規模な事業場等において、事業用の建築物と事業主の住居が同一か、近接して設置されていて、事業主がその住居に住み続ける場合】などが挙げられます。

このような場合に、知事等に確認を受けるためには、確認を受けたい旨の申請（第 12 号様式：確認申請書）を行わなければなりません。

なお、この確認は、土壤汚染調査の実施義務を永久に免除するものではなく、確認の要件に該当しなくなった場合には確認が取り消され、土壤汚染調査を行わなければなりません。

3 施設設置者による汚染原因の調査及び知事への報告について（条例第 57 条第 2 項、第 3 項、第 4 項、規則第 49 条）

上記 2 の土壤汚染調査の結果、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準を超過していた場合には、その汚染原因について、土地の利用の履歴等（①～⑦）の調査を行い、その結果を知事等に報告しなければなりません（第 15 号様式：汚染原因調査結果報告書）。

なお、土壤汚染対策法第 5 条第 1 項の規定による命令を受けた場合は汚染原因の調査及び知事等への報告義務はありません。

この報告をしなかった場合や虚偽の報告をした場合には、知事等は報告を行うよう勧告ができ、勧告に従わなかった場合には公表することができます。

なお、上記 2 の調査を行った土地の所有者等と施設の設置者が異なる場合には、知事が上記 2 の調査結果を通知することとなっており、その通知により施設の設置者は汚染が確認されたことを知り、汚染原因の調査を行うこととなります。

①土地の利用の履歴

- ②特定有害物質等（特定有害物質・特定有害物質を含む固体又は液体）の取扱いを行い、又は行っていた施設の名称、設置場所及び使用期間
- ③取扱いを行い、又は行っていた特定有害物質等の種類及び量
- ④特定有害物質等の取扱いを行い、又は行っていた施設における作業を含む工程
- ⑤特定有害物質等の排出及び廃棄の方法
- ⑥特定有害物質等に係る事故に関する記録
- ⑦その他汚染の原因を推定するために有効な情報

<報告期限>

上記2の調査の結果報告をした日（上記2の調査を行った土地の所有者等と施設の設置者が異なる場合には、施設の設置者が知事から上記2の調査の結果についての通知を受けた日）から30日以内

4 汚染原因者による汚染拡大防止計画の作成及び知事への提出について（条例第58条、第59条第1項、規則第50条、第50条の2）

上記3の汚染原因の調査を行ったのち、汚染原因者は汚染拡大防止計画を作成（土壌の汚染については、定められた措置の方法に基づき計画を作成）し、知事等へ提出しなければなりません（第17号様式：汚染拡大防止計画書）。

なお、土壌汚染対策法第14条第3項の規定に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定を受けた場合は提出の義務はありません。

この計画を提出しない場合には、知事等は提出するよう勧告ができ、勧告に従わなかった場合には公表することができます。

なお、汚染原因の調査を行った者と、汚染原因者が異なる場合には、知事等が汚染原因者にその汚染原因の調査の結果を通知することとなっており、その通知により汚染原因者は汚染拡大防止計画の作成等をしなければならないことを知ることとなります。

<報告期限>

上記3の汚染原因の報告をした日（汚染原因の調査を行った者と汚染原因者が異なる場合は、知事等から汚染原因の調査結果の通知を受けた日）から60日以内

5 汚染原因者による汚染拡大防止計画の措置の実施及び措置完了時の知事等への報告について（条例第59条第2項、第3項、規則第51条）

汚染原因者は汚染拡大防止計画に記載した措置を実施するとともに、その措置が完了した場合には知事等へ報告しなければなりません（第18号様式：汚染拡大防止措置完了報告書）。

措置を実施しない場合には、知事等は措置を実施するよう勧告ができ、勧告に従わなかった場合には公表することができます。